

(法第10条第1項第7号関係「事業年度の事業報告書」)

令和3年度の事業報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 おおいた子ども支援ネット

1 事業の成果

(1) 児童自立生活援助事業

令和3年度は自立援助ホームは休止。子どもシェルターは杵築市のアパート等を利用して、制度外事業として実施した。助成事業等との連携をしながら、避難を必要とする子ども・若者の保護に努めた。

(2) 障がい児通所支援事業

- ・児童発達支援センター「こどもセンターかおるおか」
- ・相談支援事業所「かおるみち」

相談支援事業所「かおるみち」は、相談支援専門員である正規職員1名が、家族への心理的援助と計画相談、計画策定を丁寧に行った。

開園して3年目の「こどもセンターかおるおか」は、医療機関や保健センター、大分市障害福祉課等の相談を経てつながったこども25名とその家族を迎えてスタートした。定員は20名。

令和3年4月の『令和3年度障害福祉サービス等報酬改定』に伴い、

① ケアニーズが高いこども（*サポートⅠ対象）・・・100%

視覚障がい、身体障がい、内臓疾患やアレルギー症状、知的障がい、発達障がい等により暮らしの中で困難が生じているこどもを積極的に受け入れた。

② 要保護児童や要支援児童、家族支援が必要なこども（*サポートⅡ対象）・・・85%

開所時から大事にしている『家族全体支援』を軸として、心理的援助や地域連携、アウトリーチによる環境への働きかけを行った。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応では、一年を通して苦慮したが幸い開園し続けることができた。家族内感染や濃厚接触者となり登園できないこどもと家族に対しては、リモート等での支援を行った。様々なことがあったが、職員は、日々の対応や研修を積み重ね、『こどもたちとの温かな暮らし』をつくる努力を惜しまなかった。

児童発達支援としては、柱である健康の保持、排泄や食事など基本的動作の支援に作業療法士が専門職としての重要な役割を担い、療育支援全体の質が格段に向上したと感じる。

また、おいしい給食や管理栄養士による食育の授業、アーティスト活動などを取り入れ、公表された大分市障害福祉課保護者アンケート結果でも、満足度、暮らしやすさの向上に関して高い評価をいただいた。

職員体制については、今回の報酬改定に伴い、6月から非常勤職員1名を増員して対応した。支援者による

送迎、こどもだけで自立通園、保育園等との並行通園、家族の希望による家族同伴通園など、こどもの状況や家族のニーズに応じた発達支援や家族支援を継続した。

年度末には、登録者数が32名となり、7名が卒園。それぞれの地域にある特別支援学校や小学校、幼稚園などに進んだ。卒園しても相談できる関係を大切にしたいと思っている。

地域の方々の温かさを実感した日々。こどもたちや地域の方々と暮らしていると、この暮らしの中で『文化』が築かれていくのだと感じる一年となった。

<主な取り組み>

- ・広瀬大分県知事 法人来園 (4月)
- ・大分市こども企画課との委託契約 大分市巡回専門員派遣事業
- ・由布市との委託契約 保育所等訪問支援
- ・別府大学大学院等 実習生受け入れ など

・放課後等デイサービスなないろ

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業のうち放課後等デイサービスについては、平日放課後の学習支援・生活支援はもとより、土曜日や長期休暇には野外活動や工作創造活動、レクリエーション活動などを企画して、利用児童への療育支援を実施してきた。

今年度は初めての試みとして定員を20人から30人に増加し(20人×1教室、10人×1教室)、中学生の受け入れも開始したところである。

※ 同じ建物内の1階を20人教室、3階を10人教室として使用している。

定員の増加により、これまで以上に幅広い学年の子どもたちが在籍することになったが、異学年児童との関わりの中で、それぞれの子どもの特質や育ち(成長)の様子がより明確になってきた。また子どもたち自身にとっても、自分の成長や将来の目標等を相互に感じることができ貴重な場となっている。

令和3年度は新型コロナの感染拡大が漸続的に発生し、大分市内の小中学校では休校や分散登校などが相次いだ年度であった。そのような状況の中、なないろにおいては児童や保護者の協力を仰ぎながら感染予防対策を徹底することにより、休業することなく業務を運営することができた。

(令和3年度 利用児童数一覧表)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実人数	42	44	40	40	41	40	41	40	40	39	40	38
延利用人数	396	356	601	555	573	544	571	526	537	513	469	485

(実人数平均 41人/月)

(延利用人数平均 510人/月)

【その他報告事項】

- ・約2年ぶりに保護者会を実施 (R3.12.18) ~26名の保護者が参加
- ・職員の資質向上を図るため多様な研修を実施 (通年)
- ・大分大学福祉健康科学部 心理コース2年生7名 実習受入れ
(R3年10月~12月)
- ・大分大学福祉健康科学部 心理コース2名 ボランティア受入れ
(R3年7月~3月)
- ・大分県職員 (2名) NPO 現場体験研修受入れ (R3年7月~8月)
- ・大分県立図書館との協働 (通年)

(3) おおいた青少年総合相談所

・「子ども・若者総合相談センター」「ひきこもり地域支援センター」の運営

ひきこもり、不登校、ニート等の社会的自立に困難を抱える子ども・若者の自立をサポートする相談支援事業。令和2年度の相談件数は総数として「6,375件」(実人員319名:表参照)であった。コロナ禍の中、来所相談や訪問支援の制限もあったが、不登校やひきこもりの相談を中心とする「様々な生きづらさ」が多く寄せられた1年となった。また、令和3年に施行された「社会福祉法の一部改正」における市町村域における「相談支援体制の強化」(重層的支援体制整備事業)について市町村支援員を中心に当センターとの連携強化が具体的に動いた年度であった。また、こまごとのWebサイト「このゆびとまれ」を作成し、各地域における相談窓口やその詳細等も見える化を行った。今後の方向性としては「市町村支援体制の強化を考えた市町村の後方支援」「センターとしての一次相談窓口としての機能強化」「このゆびとまれの充実」を重点にしなが、県をはじめ各機関との連携に努めていきたい。

ひきこもり地域支援センター・子ども若者総合相談センター										令和3年度累計		【3月末現在】		
A		ひきこもり	不登校	仕事探し	進路相談	生活困窮	悩み相談	障害・病気	その他	小計				
電話	938	186	357	21	41	2	20	76	1641					
来所	154	15	36	1	0	1	7	9	223					
訪問・同行	73	13	29	0	13	0	2	12	142					
メール	112	60	162	0	37	0	0	46	417	()内=R2				
小計	1277	274	584	22	91	3	29	143	2,423	(2,165)				
延べ人員	293	86	96	6	28	3	14	44	570					
延べ人員	570			実人員	319									
(各月累計)														
うち新規	123	47	40	5	19	3	10	27	274	電話	488			
うち本人	395	8	235	9	0	3	8	31	689	来所	101			
										訪問・同行	22			
										メール	78			
										計	689			
関係機関連携 B					市町村支援 C									
電話	来所	メール	訪問	計	電話	来所	メール	訪問	計					
872	36	765	204	1,877	776	3	670	626	2,075	()内=R2				
										(4,152)				
										A~C総計	6,375			
自立支援 D (Aの内数)					訪問支援E (Aの内数)	左記以外訪問	業務関連							
電話	来所	メール	訪問	計			電話	来所	メール	計				
306	35	100	15	456	142	830	157	14	1	172				

【 表：令和4年度 子ども若者・ひきこもり地域支援センター相談件数 】

○相談の状況と特徴（成果や課題を含む）

①全相談件数について

- ・令和3年度の全相談数は2,423件と前年比+15.3%であった（令和2年度2,165件）
- ・関係機関や市町村支援等を入れたのべ数6,375件は前年度比11.9%の増加（令和元年度4,152件）
- ・全相談のうち「ひきこもり」が占める割合は52.7%で前年の49.5%を上回った。

②各相談の特徴や分析

- ・コロナ禍の中、就労相談が増加している（本カウントに出ていない市町村での相談等を入れるとさらに増加の見込み）。
- ・市町村支援（2,075件）は令和2年度実績（402件）に比べ約5倍となった。関係機関連携も含めると令和年度は3,952件（令和2年度1,988件）であり、1.98倍となる。社会福祉法の一部改正（重層的支援体制整備事業）の状況等から、市町村域での支援体制の構築が豊かになり始めていることを考えると今後ますます市町村対応（後方支援）の必要性・重要性を感じる。
- ・全相談のうち、来所（当事者や家族）相談につながったケースは約16.4%（154/938）であった。コロナ禍による影響も大きい。そのうち継続した相談は約27.2%（42/154）。ひきこもりケースの継続相談に期間は2年を超える事例もある。
- ・ひきこもりケースのうち当事者に対面できた事例は来所相談、訪問支援、市町村支援を合わせると約12.2%（36/293）。しかし、会えたケースのうち何らかの形で社会参加（ある種のひきこもり脱出）できたケースは約44.4%（16/36）であった。昨年度の数字（68.2%）から考えると、コロナ禍の影響や当事者のニーズに適応する社会資源の不足が影響しているように思われる。
- ・緊急対応の求められたケースは主として「家庭内暴力」「金銭の搾取」であった。医療や司法、警察との連携が必要とされるが、そういった出来事を未然に防ぐための方策も求められている。また、高齢者世帯にひきこもる方々（80-50と言われるような）の事例からは、社協や地域包括支援センターとの連携も重要なことである。

③まとめ（成果や課題～子ども・若者総合相談、ひきこもり相談等を合わせて）

当事業を受託して4年目となるが、コロナ禍に翻弄される中、あらためて大分県生活環境部私学振興・青少年課をはじめとする、大分県各部署各課のみなさまのご理解やご協力に深く感謝する。センターの運営について深くご理解いただいていることが、現場における当事者利益の提供に大きく影響していることは言うまでもない。特に、私学振興・青少年課には月1の定期協議、各市町村への巡回同行等、現場の実態に即したサポートを機能的に実施していただき、当センターの大きな推進力、励みにもなっている。今後とも何卒お願いしたいことである。

しかし、現場には多くの課題や困難が堆積している。以下、主として今後の課題と考えられる部分を本報告書のまとめとして記載させていただく。特に「専門的な人材の確保・育成」が「適切で有効な支援」につながることは言うまでもないが、「ひきこもり」という状態を支援する当事業にあたっては、そういった部分が特に大きく影響することを痛感している。現場の疲弊につながることはないように、ぜひご一読、ご検討願いたい。

- ・学校教育との連携の構築の必要性（不登校相談、不登校からのひきこもり事例等）

—当センターのケース分析から「ひきこもり相談のケースのうち過去不登校を経験した→68%」というデータでできた（H30～R元）。中退リスク等も含めると教育分野との連携は重要である。（令和3年度新規ケースのうち学校から案内のあったケース11件：SC、SSW、教育相談担当教員より）

・当事者やその家族が地域（市町村等）で気軽に相談できる体系の構築が急務
—遠方の相談や家族が高齢の相談、経済的な困窮世帯からの相談等はセンターに来所が非常に難しい、または訪問支援は当事者や家族の理解を得られるまでの準備期間が長く必要である。このような状況からみても、地域で相談できることは非常に重要なことである。当センターにおける市町村支援として大切にしていることであるが、各地域の実情に合わせた声を聴く（各市町村との意見交換会の実施）、またはそのうえでコンサルする（市町村への専門家派遣事業）等の実践を行っているが、効果は市町村の実情に応じてばらつきがある。また、市町村から聞こえる声としては「担当のあやふやさ」「制度上の縦割り」など、いわゆる組織規範やヒトの問題が多い。

・一次的相談窓口として「相談から次につなぐ」ことを心がけているが、次につなぐ社会資源が不足。
—地域の社会資源が見える化し、相談現場でも活用できるWEBツール「このゆびとまれ」を作成することができた。今後は「どのように使うか」、その運用が大切である。また、各市町村における資源開発も重要になってくる。重層的支援体制整備にも活用できる可能性が高いので、県にも後方支援をお願いしたい。

・高齢者や困窮分野のひきこもり支援
—地域包括支援センターや社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度 自立相談支援機関）からご相談をいただくケースが増加している。そのような事例については「世帯全体を援助していく必要性」があるが、対象の把握や制度または組織規範等から、「ひきこもりの当事者」を世帯から切り離してしまうような援助の実態がある。様々な制度の隙間にある方への支援を行うためにも、多様な制度理解や組織啓発、協働のあり方などについて推進が必要である。

・電話相談や来所相談等において専門的な実践力をもつ職員が不可欠である。人員体制の強化についてはご理解いただいているが、ひとりひとりの人員に充てる財源が非常に脆弱である。人件費に充てる財源の確保を切にお願いしたい。

—「一次的相談窓口機能」を超えて、実際は「事例の多くに直接的に介入」している。人員体制を増加していただいたことは非常にありがたいが、「直接介入できる専門人財の確保」が必要である。専門人財の確保と人件費（予算面）にはかなりのミスマッチが生じている。当センターがもつ機能とクライアントが必要とする支援の間には多くの課題が残る。

・オンライン相談等、新しい相談の方法等についての研修が必要。
—令和4年度に向けて予算の確保をしていただいた。コロナ禍もあるため新しい相談のカタチを試みていきたいと考える。

・精神保健分野、障害分野、重層的支援体制の構築等々…福祉部局との連動
—ひきこもりケースのうち、当事者にお会いできるケースが増加している。また、それらのケースから、「家族全体の理解」「当事者の安心・安全な生活環境の担保によるエネルギーの充足」「当事者のニーズに合った社会資源（支援メニュー）の確保」が必要であることが見えてきた。当センターでは、上記のような事例から、社会資源の確保に向けて様々な方策を試みているが、「ひきこもり」というキーワードに対応できる資源は非常に少ない。「ひきこもり」はあくまでその状態象であり、背景には精神保健や障害分野の支援を必要とするケースも多い。福祉保健の分野に点在する社会資源をしっかりとネットワークでつなぎ、広く活用できるシクミ（手帳の有無等を超えていけるような）の構築が必要であると考えます。

・「児童アフターケアセンターおおいた」の運営

(1) 継続支援計画の作成

年度当初より措置解除後間もない子どもたちが、新型コロナウイルス感染拡大による不安な状況の中でインケアからアフターケアに至る継続的な支援の重要性を感じた。また、アフターケアセンターと施設や里親等が協働の必要性を感じた。特に子どもたちの措置解除後の生活に対し、より丁寧な連絡や具体的支援策の検討について考えさせられた。

4月には、本年度新しく進学や就職した子どもたちに対し新型コロナウイルス感染状況第4波の中で、生活状況の確認を施設職員と協働で行った。

6月に中央・中津の両相談所から本年度、継続支援計画作成する対象児童の抽出がなされた。

7月以降、継続支援計画について説明することを目的として児童養護施設、里親家庭、ファミリーホーム、自立援助ホームを訪問した。その中で、里親家庭・ファミリーホームについては児童相談所が行う児童調査の機会と合わせて児童への面会が可能となった。8月末には、第5波の感染拡大となり訪問支援が困難となった。

10月～12月には、入所児童や職員の2回目のワクチン接種が進んできたため、訪問による面談や支援会議が可能となった。内容は、家族交流の状況や措置解除後の生活において起こりうる困りごと等を施設職員や里親から聞き取った。そのうえで、児童に対する長期・短期目標を検討した。また、各施設で作成される「自立支援計画」と「継続支援計画策定に関わる評価票」（以下、評価票）を参考に継続支援計画を作成した。

2月以降、中央・中津の両児童相談所総括・ケースワーカーや里親班と継続支援計画に係る支援担当者会議実施した。また、施設の職員や児童の養育に関わっている里親と協働で支援計画を作成した。

3月に児童ひとり一人に対し継続支援計画の説明を行った。具体的な支援の方針並びに目標、具体的な手立てについて児童個々に応じた説明を行った。措置延長や養子縁組等の児童は、今後、措置解除される年度に作成していく。

ア 本年

度進路について（詳細は別紙）

- ・継続支援計画作成者予定者数 50名
- ・継続支援計画作成者数 38名
- ・措置延長児童 9名
- ・年度途中措置期解除者数 3名
- ・進学者数 6名
(4年制大学3名・短大2名、看護学校1名)
- ・就職者数 31名 (一般就労20名、福祉就労11名)
- ・求職活動中 1名

イ 継続支援計画作成に係る連絡・会議・施設や里親訪問等

4月	10回
5月	20回
6月	25回
7月	38回
8月	31回
9月	41回
10月	60回
11月	10回
12月	38回

1月	60回
2月	74回
3月	214回
年間合計	621回

ウ 巡回訪問

平成30年度、平成31年度継続支援計画作成した児童に対し経過報告や来所・訪問相談を行った。卒園後、経過年数経過していないため関係性のある施設職員から情報を聞くこととなった。

- ・平成30年度3月末措置解除児童 実人数21名
- ・令和元年度3月末措置解除児童 実人数37名
- ・令和2年度3月末措置期解除児童 実人数29名

(2) 生活費の支給

継続支援計画作成時に生活費の支給についての必要性を位置付けた。また、生活費の支給については、以下の3つの状況に分け、それぞれ適切な金額を算出した。

ア 里親の居宅、ファミリーホームや施設等に居住し、就学・就職をしていない。

イ 里親の居宅、ファミリーホームや施設等に居住し、就学している。

ウ 就学し、一般住居に居住。疾病等やむを得ない理由で中途退学した。

(支給期間6か月を限度)

※ 上記、ア、イ、ウの支給金額については、県と協議のうえ決定する。

(ア) 本年度支給

イ 里親の居宅、ファミリーホームや施設等に居住し、就学・就職をしている者。

① 措置解除後に大学を休学し、児童養護施設に戻り今後の進路について検討。その後大学を中退し、就職に至った。

50,000円×3ヶ月×1人=150,000円

② 短期大学に在籍し、措置解除後に卒業までファミリーホームで生活を継続した。

50,000円×1ヶ月×1人=50,000円

③ 短期大学に在籍し、年度の途中に寮から児童養護施設に戻り、措置解除後に1ヶ月間児童養護施設にて生活をした。

50,000円×1ヶ月×1人=50,000円

(3) 相談支援（生活相談、就労相談、法律相談）

退所後の当事者に対して、生活全般に関する相談支援を行った。おもに「暮らし」で起こりうるすべての困りごとに対して、状況が深刻になる前に気軽に相談できる関係性の構築につとめた。必要に応じ、同行支援や訪問支援（アウトリーチ）も行ってきた。

ア 退所を控えた児童に対する支援

後述する（7）にて報告

イ 退所後の支援

- ・住居確保、行政等諸手続き、将来への不安等生活上の訪問支援を行った。
- ・進路、求職活動上の問題や相談を受け、必要に応じて同行支援等を行った。

- ・当事者のニーズにより関係する機関や団体との連絡、協働を行った。

(ア) 相談件数

- ・生活相談 2,365件
(電話1,351件、来所125件、訪問・同行491件、メール398件)
- ・就労関連 786件
(電話479件、来所44件、訪問・同行204件、メール59件)
- ・金銭相談 145件
(電話85件、来所6件、訪問・同行22件、メール32件)
- ・住まい関連 101件
(電話62件、来所15件、訪問・同行12件、メール12件)
- 合計 3,397件 延べ人数 691名

(イ) 連携した機関や団体(主なもの) 101件

児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親会、ファミリーホーム協議会、児童家庭支援センター、中央児童相談所、中津児童相談所、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、大分市福祉事務所、杵築市福祉事務所、大分県弁護士会、大分市役所各課、大分県警察署、法テラス、おおいた地域若者サポートステーション、ジョブカフェ、大分市こども家庭支援センター、中津市こども家庭支援センター、博愛会地域総合支援センター、相談支援事業所、就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所、保育園、民間企業等

(ウ) 法律相談 1件

実在する弁護士事務所からSMSにより連絡督促メールが2週間ごとに入る。

(4) 児童養護施設の職業指導員・自立支援担当職員との連絡会

本年度、新型コロナ禍の状況に鑑み、連絡会の開催の可否を協議しながら3回のオンライン・書面開催を含め12回の連絡会を実施した。

主な内容としては、措置解除予定児童のリービングケアと進路決定状況。既卒園生の状況報告の情報交換や対応策の検討等を行ってきた。

第1回(4月8日 14:00~15:40 ホルトホール大分404会議室)

- ①自己紹介 ②職業指導員の標準業務について ③自立支援担当職員について
- ④連絡会体制(役割) ⑤諸連絡・退所児童等の情報交換

第2回(5月13日 書面開催)※新型コロナ感染状況により

- ①連絡会年間スケジュール ②措置解除児童等の生活状況調査について
- ③令和3年度継続支援計画作成予定児童の状況調査について

第3回(6月10日 中止) ※新型コロナ感染状況により

- ①農業大学校オープンキャンパス案内—FAX、メール

第4回(7月8日 14:00~15:40 県こども・女性相談支援センター)

- ①里親・措置児童支援課課長あいさつ ②県農林水産部新規就業・経営体支援課より

- ③退所児童等の情報交換 ④継続支援計画に係る児童調査依頼について
⑤わかばハウスSSTについて

第5回（8月19日 中止） ※新型コロナ感染状況により

第6回（9月9日 14:00～15:15 オンライン）

- ①退所児童等の情報交換—金銭管理について別途協議した
②研修部より職員研修の方向性について協議
③退所者に対する巡回訪問への協力依頼 ④わかばハウスSSTについて連絡

第7回（10月14日 14:00～15:40ホルトホール大分404会議室）

- ①退所児童等の情報交換および近況報告 ②研修部よりリービングケアに係るアンケート調査について ③わかばハウスよりセミナーについて

第8回（11月11日 14:00～15:10県子ども・女性相談支援センター）

- ①退所児童等の情報交換および近況報告
②令和3年度リービングケアアンケート集約結果について
③ケース検討（家族交流できない児童の措置解除後の家族との関係性支援等について）

第9回（12月9日 14:00～16:00県子ども・女性相談支援センター）

- ①事例検討
・入所に関しての情報が保護者に対して秘匿となっている児童について
・普通科高校に通っていて障害受容できず、一般就労の難しい児童に対する支援について

第10回（1月13日 14:00～16:00県子ども・女性相談支援センター）

- ①退所児童等の情報交換及び近況報告
②奨学金について
・大学、短大、専門学校等に進学する際に申請可能な奨学金について情報共有を行った。
③わかばハウスSSTについて

第11回（2月10日 14:00～15:20 オンライン）

- ①退所児童等の情報交換並びに近況報告
②障害年金申立書作成について
・これまでのケースにおいて具体的な対応について情報共有を行った。
③大分県子ども家庭支援課より
・自立支援貸付金制度の一部変更について説明

第12回（3月10日 14:00～15:20 オンライン）

- ①退所児童等の情報交換並びに近況報告
②今年度のまとめ
・研修部より
・各施設より感想

(5) 児童福祉施設の家庭支援専門相談職員との連絡会

4月27日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染状況により中止となった。
8月30日に書面により各施設から「令和2年度活動報告」が行われた。

第1回（9月27日 10:30～12:00 県子ども・女性支援センター）

- ①説明事項
- ②令和2年度活動実績報告
- ③意見交換
- ④その他

第2回（11月24日 10:30～12:00 清浄園）

- ①F SW連絡会の活動について
 - ・事務局の選定
- ②情報交換
 - ・各施設の今年度の状況について
- ③その他
 - ・手引きの作成について
 - ・「地域共生社会」について

(6) 児童養護施設入所中の児童に対するソーシャルスキルトレーニング

第1回

日時 11月21日 10:00～12:00 コンパルホール
主催 わかばハウス
内容 情報モラル講座
児童アフターケアセンターおおいた紹介

第2回

日時 11月28日 10:00～12:00 大幡コミュニティセンター
主催 わかばハウス
内容 情報モラル講座
児童アフターケアセンターおおいた紹介

第3回

日時 2月26日 10:00～12:00 オンライン
主催 わかばハウス
内容 金融講和 ～18歳成人と給料について～
児童アフターケアセンターおおいた 紹介
～アフターケアセンターの利用について～18歳成人について～
わかばハウス紹介

(7) 大分県里親に係る会議等

①令和3年度 第1回 大分県里親委託等推進委員会

日時 令和3年5月13日(木) 10:00～12:00
場所 大分県子ども・女性相談支援センター
内容 こども・家庭支援課長挨拶

大分県社会的養育推進計画について
里親委託推進体制について
里親委託の動向と現状
令和3年度の事業計画等について
意見交換等

②令和3年度 大分県里親会第1回理事会

日時 令和3年5月26日(水) 10:30~12:00
場所 大分県総合社会福祉会館
内容 令和2年度事業報告(案) 収支決算(案) について
令和3年度事業計画(案) 収支予算(案) について
その他 児童アフターケアセンターおおいた紹介

③令和3年度 大分県里親会総会

日時 令和3年6月20日(日) 10:00~12:00
場所 大分県子ども・女性相談支援センター
内容 会長、来賓挨拶
議案審議 その他
・児童アフターケアセンターおおいた紹介、お知らせ
・NPO法人Chieds紹介、お知らせ

④令和3年度 第1回里親テーマ別研修会

日時 令和3年6月27日(日) 13:00~16:00
場所 大分県子ども・女性相談支援センター
内容 行政説明
社会的養育経験者の社会生活適応について
—児童アフターケアセンターおおいたの機能—
講義1 自立までに求められる生活スキル 児童養護施設主任
講義2 自立支援に係る法的制度等について 弁護士
グループ討議

⑤里親会県南サロン・オレンジリボン活動参加

日時 令和3年11月16日(火) 10:00~12:00
場所 佐伯市役所・児童家庭支援センターHOPE
内容 県南の里親さんのオレンジリボン活動に参加
児童家庭支援センター見学

⑥令和3年度大分県里親のつどい

日時 令和3年11月27日(土) 12:50~15:00
場所 大分県子ども・女性相談支援センター
内容 「私の里子養育体験談」
「テーマ別ミニサロン—自立」
・年長児を委託している里親さんのサロンにオブザーバー参加

(8) アフターケア全国ネットワークとの連携

ア 本年度の具体的事例

①里親家庭から福岡県の大学に進学した児童

里親家庭にいるうちに福岡県アフターケア事業所相談員とオンライン・電話交流。

引っ越し当日に福岡県のアフターケア相談員2名と電話連絡。後日、福岡アフターケア事業所の相談員同行により区役所にて転入、国民健康保険等手続き実施。

②里親家庭から就職した、3カ月間大阪市内で研修を受けることになった児童

大阪のアフターケア事業所と連絡を取り、本人の困り事が生じた場合に対応できる準備をした。また、アフターケア事業所の法人運営の子ども食堂(週3日開催)にも声かけを行う予定。

③大分県児童養護施設から佐賀県に就職した児童

本人に対して佐賀県内のアフターケア事業所を紹介。本人了解のもとアフターケア事業所に対し連絡先等を知らせた。今後、佐賀県のアフターケア事業所より本人に対しアプローチをしていく予定。

④佐賀県の里親家庭から大分市内の短大に進学した児童

入学式前に本人、里親、実母がアフターケアセンターに来所して面談を実施。入学後、本人のケガに対し、通院同行支援を行う。また、奨学金申請手続き補助も行った。その他、昨年度末に県外から大分県へ就職・進学した児童の見守り継続。

(9) 主な研修会・講演会等の参加

- ・7月3日(土) 13:30~17:30 (オンライン)
FLECフォーラム・緊急シンポジウム「社会的養護と家庭支援をつなぐ～児童福祉法改正を展望して～」
- ・7月10日(土) 13:30~17:30 (オンライン)
第17回子どもの貧困対策情報交換会
- ・9月4日(土)～5日(日) (オンライン)
日本子ども家庭福祉学会第22回全国大会
- ・9月8日(水) 10:00~17:00 (オンライン)
第1回全国子ども家庭養育支援地域ネットワークセミナー
- ・10月16日(土)～18日(日)
第66回全国里親大会 福岡大会(オンライン)
- ・11月5日(金) 9:00～ 田ノ浦ビーチ
オレンジリボンたすきリレー
- ・1月28日(金)～30日(日)
第4回FLECフォーラム～社会的養護の健全な発展のために～
- ・2月11日(金)～13日(日) (オンライン)
社会的養護経験者全国交流会2021オンライン
- ・2月15日(火) 10:00
令和3年度 児童旅立ち激励会(オンライン)
- ・2月15日(火) 13:00
令和3年度 大分県社会的養育職員等合同研修会

- ・ 3月18日（金） 13：00～17：00（オンライン）
令和3年度退所児童等支援事業全国セミナー
- ・ 3月27日（日） 10：00～12：00（オンライン）
全国子どもアドボカシー協議会設立総会（オンライン）

（4）その他事業

・ 児童等就農自立チャレンジ事業

（1）はじめに

令和3年度も新型コロナ禍において、県内の感染状況ならびに県内各児童養護施設の状況を鑑みながら実施することとなった。

昨年度に引き続き、参加対象となる児童養護施設入所児童や引率職員並びに受け入れ事業所の職員やそのご家族等への配慮や感染予防対策の徹底を行うことを最優先してきた。法人としても児童養護施設協議会や県内8か所の児童養護施設、大分県里親会等への情報の周知をおこなった。さらに、杵築市福祉事務所を窓口、農林水産課との連絡を調整し、実施の可否を確認しながら事業をすすめてきた。

【4月】

4月上旬から新型コロナウイルス感染症の第4波の影響を受けることとなった。事業開始にあたり大分県児童養護施設協議会職業指導員連絡会において参加可否の確認を行った。入所児童（中学生から高校生まで）についても新学期であるため学校からの支持も含め参加にあたり慎重な状況であった。

児童養護施設から県外就職し、令和4年3月に杵築市グリーンファーム大分（本社国東市）に再就職した者に対して、職場や自宅へ訪問し就労状況並びにコロナ禍における生活の見守りを行った。

【5月】

第4波感染状況が続く中、別府市や玖珠町にある児童養護施設等に訪問を行い、昨年度事業の実績などを説明し、本年度事業の方向性等参加に向けた広報活動を行った。

5月24日に杵築市福祉事務所とおおいた子ども支援ネットとで昨年度までの事業実績報告、並びに令和3年度事業の方向性、計画案について確認を行った。また、杵築市福祉事務所、農林水産課、子ども支援ネットの役割を確認した。

【6月】

6月3日杵築市福祉事務所、農林水産課とおおいた子ども支援ネットとで山香庁舎において、令和3年度事業について、県内コロナ禍状況における児童養護施設の対応状況を説明した。その上で、令和3年度事業の方向性を確認した。確認内容は、参加児童（中学生～高校生）の学校や児童養護施設の感染対応を優先し、個別対応が必要であること。また、受け入れ事業者についても事業や経営の影響にならないように十分な配慮を行いながら参加日程調整が必要であることを確認した。

本会議を受けて、事業計画の再検討を行った。

【7月】

事業計画の再検討につき法人内で協議するとともに、県内児童養護施設への訪問を行い事業実施の具体性を模索した。

本年度新規就農者の会社や本人に対し訪問を行い、就農定着状況の確認を行った。

7月中旬より新型コロナウイルス感染症拡大において、第5波が広がりはじめた。

【8月】

児童養護施設に訪問し、本年度事業内容並びに農業体験活動可能な事業者について説明を行った。

8月3日(火)、4日(水)グリーンファーム大分(上原農園)にて農業体験を実施。由布市内にある児童養護施設児童1名、職員1名、おおいた子ども支援ネット職員2名が参加した。参加児童は、高校3年生就農に興味を持っていた。このため、今年度の就農対象者として児童養護施設と確認した。

8月中旬から大分県内において、新型コロナウイルス感染症が150名となり、8月下旬には180名という第5波の状況となった。また、児童養護施設職員並びに入所児童に対して1回目のワクチン接種が実施された。

【9月】

9月に入り、第5波が落ちつきをみせてきた。2回目のワクチン接種状況について、9月末までに対象となる職員並びに入所児童の8割が完了となることが確認された。さらに、9月末には、大分県内の新型コロナコロナウイルス感染者数が、一桁にまで抑え込まれてきた。グリーンファーム大分への就農者並びに会社への訪問を行い、就労の状況を確認した。

【10月】

新型コロナウイルス感染症の終息状態を鑑みて、児童養護施設と連絡を取り農業体験活動実施に向けた日程調整を行った。

令和3年3月にグリーンファーム大分に就農した者は、精神的な不安定な状況や体調不良を理由に退職手続きを進めることになった。

【11月】

11月6日(土)田畑修一牧場にて農業体験を実施。別府市内にある児童養護施設の児童2名、職員1名。大分市内にある児童養護施設の児童6名、職員2名、おおいた子ども支援ネット職員3名が、参加した。

この日、こどもたちは牛の出産に立ち会うことができた。子牛の生命力、母牛の愛情、いのちの大切さ等今後のこどもたちのライフコースにおいて重要な学びとなった。

11月13日(土)大分サンヨーフーズにて農業体験活動を実施。別府市内にある児童養護施設の児童2名、職員2名、おおいた子ども支援ネット職員1名が参加した。

就農2年目となる同施設出身者である就農者が、参加した児童にゆずの収穫技術はもちろん。施設から出るための準備には生活スキルだけでなく、会社の先輩や同僚などとのコミュニケーションの必要性について話をしていた。

11月13日(土)阿南農園にて農業体験活動を実施。大分市内にある児童養護施設の児童2名、職員1名、おおいた子ども支援ネット職員1名が参加した。

11月13日(土)藤原農園にて農業体験活動を実施。大分市内にある児童養護施設の児童2名、職員1名、おおいた子ども支援ネット職員1名が参加した。

大分サンヨーフーズへの就農者に対し訪問を実施し、就労や生活の状況を確認した。

【12月】

12月5日(日)日浦農園において農業体験活動を実施。大分市内にある児童養護施設の児童4名、職員2名、おおいた子ども支援ネット職員2名が参加した。いちごの収穫、苗の整備、圃場の整備等の作業を体験した。

12月18日(土)グリーンファーム大分において由布市内にある児童養護施設の児童1名、職員1名、おおいた子ども支援ネット職員2名が、参加した。小ねぎの苗つけ、圃場の整備等の作業を体験した。

大分サンヨーフーズへの就農者に対し訪問を実施し、就労や生活の状況を確認した。

【1月】

児童養護施設入所をしている高校3年生に対して、就農希望者の最終確認を行った。8月に希望していた児童は、建設総合土木企業への就職を目指すことになった。

県外の大学に進学したが、中途退学し県内に戻って再就職をすることとなった者に対して、杵築市内の農業法人の情報提供を行った。農業法人への見学と体験活動をすすめたが、実施に至らなかった。

大分県内の新型コロナウイルス感染状況は中旬に100人を超え、下旬には400人を超える感染拡大状況となった。1月27日から県はまん延防止重点措置を実施した。このため、大学中退した者への十分なアプローチができない状況となった。

【2月】

まん延防止重点措置のもと就農者に対し訪問を実施し、就労や生活の状況を確認した。就農者本人から「ゆずの出荷量は減少していると聞いた。今年はクラスターや外出制限等あったが、ゆずの生産現場での影響はない。」と話していた。コロナ禍において人々の食を支える農業の強みを感じた。

【3月】

本年度事業のまとめ並びに次年度事業実施計画の検討を行った。3月末より大分県内における新型コロナウイルス感染状況が拡大傾向にある。令和4年度も当初から事業実施に向けて杵築市、児童養護施設協議会等との協議や調整が必要となってくる。

○農業体験活動

- | | | | | | |
|-----------|--------------|--|------|---|-----|
| ・参加児童 | 延32名 | ・引率職員 | 延19名 | 計 | 51名 |
| ・コーディネート | おおいた子ども支援ネット | | | 延 | 18名 |
| ・合計参加延べ人数 | | | | | 69名 |
| ・参加施設 | 4施設 | | | | |
| ・体験事業所 | 6事業所 | (グリーンファーム、田畑修一牧場、大分サンヨーフーズ、阿南農園、藤原農園、日浦農園) | | | |

(4) 令和4年度新規就農予定者について

新規就農者は、いなかった。

由布市内の児童養護施設で生活している高校3年生が、「農業に興味がある」として、8月にグリーンファーム大分で農業体験を実施。本人は「今後も農業体験に参加したい。」とのことであった。本人の通う高校で次々と就職が決まる級友を見て、学校に届いた求人票から就職先を決めることとなった。

本人並びに施設職員は、「実際に農業体験してみることで、自分の適性を見る事ができた。」「杵築市が、生活の場としても安心して暮らせそうな場所である感じがする。」と話す。

(5) おわりに

事業が、スタートして6年が経過した。中学1年生で初めて農業体験をした3名が、本年度高校を卒業し児童養護施設から社会に出る。卒業後の進路は、介護職、飲食店等それぞれ農業以外の職業に就く。彼らは、11月に「卒業する前にもう一度農業体験に参加したい。」と希望して参加した。高校3年生5名は、農業体験を通じて就農には至らなかったが、農業という仕事を職業選択の一つとしたことは事実である。

児童養護施設等のこどものケアモデルにおいて、潤沢な物資や食料の中で生活を送ることも多い。ともすれば、こどもたちの選択肢や自己決定を奪うことにもなりかねない。このような中で、本事業においてこども自身が、適性を実感できる農業体験は貴重な体験ともいえる。

今年、田畑修一牧場にて農業体験に参加した8名の児童は、牛の出産に立ち会うことができ、自分の誕生そして母親の愛情、いのちの大切さに改めて触れることができた。

こどもの命を守る母牛の姿からこどもたちは、大切なものを学んだ機会となった。

今後も中学生の時期から継続的に農業体験を蓄積しこども自身が職業選択に対し自己決定できるスキームの構築を目指したい。

- ・厚生労働省モデル事業「生活困窮者自立支援制度における就労支援との連携強化事業」
(別冊資料参照)

活動計算書

令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

(単位：円)

科 目	金	額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	240,000	
賛助会員受取会費	36,000	276,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	5,325,793	5,325,793
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	1,200,000	1,200,000
4. 事業収益		
売上高	225,591,367	225,591,367
5. その他収益		
受取利息	494	
雑収益	7,156	7,650
経常収益計		232,400,810
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	132,902,424	
臨時雇賃金	440,000	
法定福利費	18,272,784	
福利厚生費	268,476	
人件費計	151,883,684	
(2) その他経費		
業務委託費	8,437,895	
諸謝金	1,979,063	
印刷製本費	1,460,951	
広告宣伝費	372,400	
旅費交通費	1,809,544	
車両費	3,859,631	
通信費	821,458	
消耗品費	6,605,058	
食材費	538,307	
修繕費	2,790,260	
水道光熱費	2,546,529	
地代家賃	7,199,405	
リース料	2,387,544	
生活支援費	668,588	
減価償却費	4,385,608	
保険料	1,683,142	
管理諸費	769,084	
租税公課	359,800	
研修費	447,504	
教育教材費	1,119,874	
支払手数料	141,481	
支払寄附金	165,440	
雑費	179,500	
その他経費計	50,728,066	
事業費計		202,611,750
2. 管理費		
(1) その他経費		
印刷製本費	8,603	

科 目	金 額	
会議費	16,532	
旅費交通費	588,876	
車両費	37,779	
通信費	319,581	
消耗品費	1,567,419	
接待交際費	1,494,768	
水道光熱費	367,538	
地代家賃	1,084,400	
保険料	451,888	
管理諸費	1,241,858	
租税公課	141,000	
支払手数料	44,330	
支払利息	2,744,802	
広告宣伝費	80,472	
雑費	47,815	
その他経費計	10,237,661	
管理費計		10,237,661
経常費用計		212,849,411
当期経常増減額		19,551,399
Ⅲ 経常外収益		
経常外収益計		0
Ⅳ 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		19,551,399
当期正味財産増減額		19,551,399
前期繰越正味財産額		42,802,838
次期繰越正味財産額		62,354,237

貸借対照表

令和 4年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

(単位：円)

科 目	金	額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	52,920,220		
流動資産合計		52,920,220	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	156,022,459		
土地	35,500,000		
有形固定資産計	191,522,459		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		191,522,459	
資産合計			244,442,679
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,200,000		
前受金	1,000,000		
預り金	△ 778,937		
流動負債合計		4,421,063	
2. 固定負債			
長期借入金	177,667,379		
固定負債合計		177,667,379	
負債合計			182,088,442
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		42,802,838	
当期正味財産増減額		19,551,399	
正味財産合計			62,354,237
負債及び正味財産合計			244,442,679

令和 3 年 度 財 産 目 録

令和 4年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金			
小口現金	930,660		
普通預金			
九州労働金庫 普通預金 1	12,083,960		
九州労働金庫 普通預金 2	13,700,661		
ゆうちょ銀行 普通預金 3	8,265,423		
九州労働金庫 普通預金 4	7,687,325		
九州労働金庫 かおるおか	7,448,391		
大分銀行 なないろ	2,786,517		
大分銀行 みらい	17,283		
流動資産合計		52,920,220	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	156,022,459		
土地	35,500,000		
有形固定資産計	191,522,459		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		191,522,459	
資産合計			244,442,679
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,200,000		
前受金	1,000,000		
預り金	△ 778,937		
流動負債合計		4,421,063	
2. 固定負債			
長期借入金	177,667,379		
固定負債合計		177,667,379	
負債合計			182,088,442
正味財産			62,354,237